

第14回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年5月11日（月）9時10分～
場 所：県庁12階大会議室

議 程

1. 県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について
2. その他

香川県の新型コロナウイルス感染症対策の現況(5月8日現在)

I 県内での発生状況等について

○現在の感染者数：累計28人

[5月10日(日)現在]

3月17日(火)	1例目の発生
3月30日(月)	2例目の発生
4月8日(水)	3例目の発生
4月10日(金)	4例目の発生
4月12日(日)	5例目～8例目の発生
4月13日(月)	9例目～19例目の発生
4月14日(火)	20例目の発生
4月15日(水)	21例目の発生
4月16日(木)	22例目の発生
4月17日(金)	23、24例目の発生
4月18日(土)	25例目の発生
4月19日(日)	26例目の発生
4月20日(月)	27、28例目の発生

○PCR検査結果

[5月10日(日)現在]

	PCR検査陽性者			PCR検査実施人数
	現在も入院等	退院者	死亡者	
28	<u>7</u>	21		1,852

○相談件数

[5月10日(日)現在]

一般相談件数							「帰国者・接触者 相談センター」 受診相談件数
県民	医療 機関	行政 機関	企業	観光 旅館	その他	計	
8,482	604	331	<u>733</u>	51	291	<u>10,492</u>	7,033

II 県内経済等への影響について

商工労働部、交流推進部

(別添1のとおり)

III 対策本部等の設置・開催状況について

○新型コロナウイルス対策本部会議の設置・開催

- 2月10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議設置・第1回会議開催
- 2月21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月27日 新型コロナウイルス対策本部設置・第1回会議開催
- 3月6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 3月11日 第2回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月17日 第3回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月23日 第4回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月26日 新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「県対策本部」として開催(以降同じ)
第5回新型コロナウイルス対策本部会議

- 4月8日 第6回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月12日 第7回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月13日 第8回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月17日 第9回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月20日 第10回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月22日 第11回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月27日 第12回新型コロナウイルス対策本部会議
- 5月5日 第13回新型コロナウイルス対策本部会議

○香川県警察新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (3/2～)

警察本部

県警関係各課での情報共有と対策を検討するため、これまで4回開催

IV 県からの要請について

- 香川県知事から県民の皆様へのメッセージ (4/7)
- 新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言 (4/14)
- 新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言 知事から県民の皆様へお願い (4/14)
- 4月16日に全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、緊急事態措置として大型連休における外出自粛を要請 (4/17)
- 特措法に基づく緊急事態措置として施設の使用の制限を要請 (4/22)
 - ・遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設等に休止を要請 (4/25～5/6) (特措法の要請に加え、床面積1,000㎡以下の施設に対しても協力を依頼)
 - ・飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請 (4/25～5/6)
 - ・県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼 (5/2～5/6) (※特措法によらない県独自の協力依頼)
- 知事から県民の皆さまへのメッセージ ～新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について～ (4/22)
- 5月4日に国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえ、改めて不要不急の外出自粛、適切な感染防止対策の実施、複数の者が参加し密集状態等が発生する恐れのある催物(イベント)の開催自粛等の協力要請等を行うとともに、再度の感染拡大の防止のための新しい生活様式の徹底を働きかけ (5/5)
- 知事から県民の皆さまへのメッセージ ～新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等について～ (5/5)
- 【全国知事会】新型コロナウイルス感染症に打ち克つために！～日本と地域を守る全国知事会宣言～ (4/2)
- 【全国知事会】打倒コロナ！危機突破宣言 (4/8)
- 【全国知事会】ゴールデンウィーク緊急要請 ～みんなでのちとふるさと・日本を守ろう～ (4/23)
- 繁華街における警ら活動、一般的な警察活動を通じた声掛け、パトカー等を利用した住民への不要不急の外出自粛呼びかけの実施
- 団体等への要請
 - ・県内経済団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の取組みの要請(2/28)
 - ・県内の大学・高等専門学校や企業などに対し、感染拡大防止の依頼(3/31、4/1、4/10、4/15、4/21、5/7)

- ・県内の各種団体に対し、「香川県緊急事態」宣言を踏まえた感染拡大防止の要請(4/14～)
 - ・県内の国の出先機関、各種団体、従業員を多く有する企業、大規模小売店舗に対し、国の緊急事態宣言対象地域拡大及び大型連休における外出自粛等の徹底の依頼 (4/20～)
 - ・県内の国の出先機関、各種団体、従業員を多く有する企業、大規模小売店舗、合わせて1,503団体に対し、県の緊急事態措置等として営業を行う場合の適切な感染防止対策の徹底等について協力要請 (5/7～)
 - ・県内の社会福祉施設に対し感染拡大防止の再徹底とともに施設職員が自ら行動記録を作成するよう協力依頼(4/21～4/23)
 - ・県管理港湾のビジターバース等(係留施設)の使用(遊興目的など不要不急の使用の場合)の自粛の要請(4/20～5/31)
 - ・香川県商店街振興組合連合会、大規模小売店舗をもつ企業、県内市町に対し、商店街やスーパーマーケット、公園等における感染拡大防止対策を講じるよう特措法に基づき協力要請(4/24)
 - ・市町等に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童発達支援の利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13、4/20、5/5)
 - ・市町に対し、道の駅における感染拡大防止対策のため、駐車場等の閉鎖措置を講じるよう協力依頼(4/29～5/6)
 - ・市町に対し、要介護認定における感染防止を徹底するとともに利用者が必要な介護サービスを受けられるよう協力要請(5/1)
- 知事と県内市町長が新型コロナウイルス感染症対策について意見交換会(Web会議)を実施(4/23)

V 県の取組みについて

1 感染予防・感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

(1) 相談体制

- 一般相談及び帰国者・接触者相談センターの設置 健康福祉部
 - ・県内の各保健所において新型コロナウイルス感染症の受診相談(24時間体制)や一般相談に対応(1/29～)
 - ・県内の各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置(2/3～)

(2) 衛生用品の確保等

<医療機関等>

健康福祉部

- 国の省庁が保有していたマスク約4万枚を、医療機関に配布(3/17)
- 国が一括購入したマスクを、県内医療機関に配布(3/31～、183,000枚(3/31)、180,450枚(4/8)、182,350枚(4/16)、183,000枚(4/24))
- 企業から寄付された防護服(18,900着)、N95マスク(6,200枚)を感染症指定医療機関等へ配布(4/30)
- 県が購入した長袖ガウン代替品(2,400着)を感染症指定医療機関等へ配布(4/30)
- 企業から寄付された防護服(1,100着)、N95マスク(550枚)を帰国者・接触者外来へ配布(5/8)
- 県が購入したフェイスガード(1,150個)を感染症指定医療機関等へ配布(5/8)
- 県が購入した長袖ガウン代替品(1,260着)を帰国者・接触者外来へ配布(5/8)

<社会福祉施設等>

健康福祉部

○高齢者施設等へのマスク、消毒薬等の配布 (3/24～)

- ・県が、県内業者から購入する布製マスク (9,570枚) し、マスクの在庫が切迫している高齢者施設・障害者施設 (594か所) に優先的に配布
- ・県内企業から寄付された布製マスク 100枚を障害者施設 (2か所) に配布
- ・県が購入した手指消毒用エタノールを県内高齢者施設・事業所に配布 (67施設、306セット)
- ・県が購入した手指消毒用エタノールを医療的ケア児等の家庭に配付 (250ml : 27セット、800ml : 90セット)

○県内企業から寄付された不織布マスク 5,000枚を児童養護施設等に配布、不織布マスク 5,000枚を里親、ファミリーホーム等に配布、不織布マスク 10,000枚を保育所、認定こども園等に配布

<幼稚園>

総務部・教育委員会

○幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策の保健衛生用品購入を補助

<産婦 (出産された方) >

○県が県内業者から購入した不織布マスク (24,000枚) を3枚1組とし、8,000組を分娩を取り扱っている医療機関 (18か所) 等を通じて配布

(3) 検査体制

○ウイルス検査体制の確保

健康福祉部・環境森林部

- ・香川県環境保健研究センターに新型コロナウイルス検査の実施体制整備 (1/29～)
- ・県環境保健研究センターのPCR検査を1日2回に集約。これにより96検体/日 (3/5～) の検査が可能になったが、さらにPCR検査機器を東部家畜保健衛生所から移設して配置、これにより、144検体/日の検査が可能に (5/1～)
- ・受付体制強化のため事務職員6名を追加配置 (4/14)
- ・検査体制強化のため技術職員2名を追加配置 (4/20)
- ・検査体制強化のため技術職員3名を兼務発令し、常時2名を追加配置 (4/27)

○PCR検査費用を公費負担

健康福祉部

(4) 医療提供体制

○感染症指定医療機関24床に加え、感染症指定医療機関等の感染症病床以外の病床を19床確保

健康福祉部

○帰国者・接触者外来が設置され (2/7～)、現在、15カ所となっている。

健康福祉部

○県立病院での受入れ態勢の整備・充実

病院局

- ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成等体制の整備、医療機材の整備・充実、マスク等診療材料の確保

○新型コロナウイルス感染症患者に係る入院医療費を公費負担

健康福祉部

○香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部の設置 (4/20)

健康福祉部

○宿泊療養施設の確保 (4/22～)

健康福祉部

- ・宿泊療養施設で対応する県職員等に対する教育支援を自衛隊に要請 (4/20)

危機管理総局

(5) 県有施設等における対応

県有施設等所管部局

○大型連休期間中は、基本的に休館

大型連休終了後の各施設の開館・休館状況については【別添2】のとおり

○休館以外の対応

- ・丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）における、かがわ縁結び支援センターの出張窓口業務の休止（3/18～5/31）
- ・かがわ縁結び支援センター業務の休止（電話・メールによる相談のみ対応）（4/25～5/6）
- ・県管理港湾施設等における啓発ポスターの掲示、消毒液の設置（1/23～）
- ・ダムカードの配布休止（2/29～）
- ・浄化センター施設見学会の休止（香川県下水道公社での対応）（3/3～）
- ・マンホールカードの配布休止（3/3～）
- ・内場ダムの船舶進入路の利用休止（4/20～5/6）
- ・三豊市からの要望による父母ヶ浜への立入禁止措置への協力（立入自粛を促す看板の設置）（4/29～5/31）
- ・香川県運転免許センター等における免許更新業務を休止するとともに、学科試験、技能試験、認知機能検査、高齢者講習について縮小、受験等の自粛要請の延長（4/24～当面の期間）
- ・東京・有楽町の「ふるさと回帰支援センター」移住相談窓口の対面相談を休止（4/15～5/31）
- ・東京讃岐会館（東京さぬき倶楽部）の閉館時期を前倒し（4月末）
- ・来庁者に対し、庁舎内でのマスクの着用の徹底やエレベーター利用時の混雑回避の協力依頼を掲示（5/7）

(6) 学校における対応等

○県立学校等の一斉休業、再開に伴う対応

総務部・教育委員会

- ・県立学校（3/2～）、市町立小中学校（3/3～）を春休みまで臨時休業
- ・県立学校、市町立小中学校の教育活動は新年度から再開（4/6～）したが、緊急事態宣言を受けて、再度休業（4/13～24）
- ・県立学校は、国の緊急事態宣言の対象地域となったことなどから臨時休業期間を延長（4/27～5/8）し、更に国の緊急事態宣言の期間延長がされたことなどから臨時休業期間を5月31日まで延長
- ・市町立小中学校も臨時休業期間を再延長（高松市、直島町～5/24、これ以外の市町～5/31）
- ・私立学校においても県からの協力依頼を受けて同様の休業措置を実施（3/2～）

○大学等の休業、再開に伴う対応

政策部・健康福祉部・農政水産部・商工労働部

- ・県内の大学・高等専門学校などに対して感染拡大防止の依頼（4/1、4/10、4/15、4/21、5/7）
- ・香川大学：
 - 【学 生】4/17～5/6（遠隔によるレポート作成指導やインターネット環境の整備）
5/7～6/17（遠隔による授業）
※医学部医学科2年生以上は4/15～遠隔授業開始
 - 【教職員】原則特別休暇を5/7から当面の間、原則在宅勤務に変更
- ・四国学院大学：
 - 【学 生】4/20～5/1（遠隔授業。学生に課題を送る）
5/4（祝）～5/31（Webによるオンデマンド、双方向授業）
 - 【教職員】4/20～5/31 原則在宅勤務
- ・高松大学・高松短期大学：
 - 【学 生】4/8～5/20 自宅学習
 - 【教職員】原則在宅勤務を5/7から通常勤務に戻す

- ・徳島文理大学（香川キャンパス）：
 - 【学 生】4/20 から7月末までパソコンによる遠隔授業
 - 【教職員】原則在宅勤務を5/7 から通常勤務に戻す
- ・香川短期大学：
 - 【学 生】4/20～5/31(遠隔授業を中心とした自宅学習)
 - 5/11～スマホによる遠隔授業
 - 【教職員】原則在宅勤務を5/11 から通常勤務に戻す
- ・香川高等専門学校：
 - 【学 生】4/13～8/7 登校禁止期間として対面授業はしない。
 - 準備ができた科目からwebによるオンデマンド、双方向授業開始
 - 8/8～9月末 夏季休業 10月～対面授業の予定
 - 【教職員】4/24～8/7 必要最小限の出勤とし、原則在宅勤務
- ・県立保健医療大学：
 - 【学 生】4/7～5/10まで自宅学習。5/11 から5/31まで自宅にて遠隔授業を受講
 - 【教職員】在宅勤務を認めていたが、5/7 から通常勤務に戻す
- ・県立農業大学校：4/8～5/31まで自宅学習
- ・県立高等技術学校：4/14 午後～5/31まで臨時休校
- 幼稚園における対応 総務部・教育委員会
 - ・家庭での保育が可能な場合には登園を控えるよう、市町教育委員会等から保護者に要請することを依頼(4/13、4/20、5/5)

(7) 県主催イベント等の自粛

- 県主催イベント等の開催自粛基準の策定(2/28)
 - ・感染拡大に繋がる可能性があるイベントを基準に基づき中止又は延期(～5/31)
- 県管理公園内での飲食等に関する注意喚起等 (3/18～) 施設管理部局
 - ・公園内における花見等での宴会の自粛を要請 (4/8～)
- 県有施設のキャンセルに伴う使用料・利用料の還付 総務部・施設所管部局
 - ・2/20～5/31までを対象期間とし、19県有施設の利用をキャンセルする場合について、キャンセル料は不要とし、既納の使用料・利用料金は還付

(8) 休業要請等への協力促進

- 緊急事態措置として県が行う休業要請等に応じて協力する事業者に対して協力金を支給することを公表 商工労働部
 - ・休業要請・協力金コールセンターの設置 (4/23～)
 - ・「香川県感染拡大防止協力金」の申請受付 (5/7～6/12)

(9) 情報発信

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報のページを設置 (2/28～) 総務部
 - ・県HPのトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する必要な情報をまとめて紹介
- 多言語での情報提供 (2/19～) 総務部
 - ・県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供や多言語によるコールセンター、外国語対応可能な医療機関検索サイトなどを紹介
 - ・県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供等を行って

いることを外国人技能実習生に対して周知するよう、県内外国人技能実習生監理団体に依頼

- SNSによる新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信 健康福祉部・政策部
 - ・LINEを活用した相談・問合せ対応(3/27～)
 - ・香川県LINE公式アカウント「香川県 新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設
 - ・Twitter・Facebookでの情報発信(1/24～)
- NPO・ボランティアへの情報提供(2/28～) 政策部
 - ・県ホームページ「NPO・ボランティアのページ」で内閣府からの情報を掲載
- 消費生活センターにおける情報発信と相談対応 危機管理総局
 - ・センターのホームページにおいて、悪質商法等に関する消費者庁や国民生活センターからの注意喚起情報を掲載するとともに、随時、マスク等に関する消費生活相談に対応
- ペットを触った際の注意点に関する対応周知(3/10) 健康福祉部
- 食品製造業者に対して、一般的な衛生管理の実施徹底を周知(3/17) 健康福祉部
- 高齢者施設・事業所等に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を周知(3/13)
- 家で過ごす高齢者が健康を保つためのポイントを紹介するポスターやリーフレットを作成・配布するとともにホームページに掲載(5/7～) 健康福祉部
- 児童福祉施設等に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を周知(4/16)
- 児童福祉施設等に対して香川県緊急事態宣言及び緊急事態措置等について周知(4/21、5/7) 健康福祉部
- 保育所、放課後児童クラブの臨時休業に係る状況を把握し公表(4/24) 健康福祉部
- 社会福祉施設における感染拡大防止の徹底、利用者本人・家族の協力を依頼(4/15、4/16) 健康福祉部
- 県内宿泊施設への影響に関する調査(4/10実施分)の結果を公表(4/14) 交流推進部
- 家庭でのマスクの捨て方など、廃棄物処理における留意点についてホームページに掲載(4/8) 環境森林部
- 知事記者会見等における手話通訳の導入(4/13～) 総務部
 - ・知事が行う記者会見等において、新型コロナウイルス感染症の情報を聴覚障害者の方にも分かりやすく伝えるため、手話通訳を導入
- 県民向けの広報(1/24～) 総務部
 - ・県広報誌(4月号～)、県政テレビ、ラジオ、SNS(ツイッター、フェイスブック、YouTube)、メールマガジンによって広く県民向けに情報発信
 - ・県広報誌5月号に新型コロナウイルスの特集ページを掲載するとともに、香川県緊急事態宣言を全戸配布
- 地元紙に県民向けの情報を掲載(3/15、4/11、4/24、5/2、5/5)
- 大型連休における県民への外出自粛要請を「防災情報メール」及び「防災アプリ」で配信(5/1) 危機管理総局

(10) 県職員に係る感染予防対策

- 県職員への対応 総務部
 - ・健康状態により罹患した場合の影響が大きい職員の在宅勤務の募集(2/27・4/22)
 - ・県職員の時差出勤の開始(2/27)
 - ・県職員の時差出勤の対象者の拡大(3/2・4/16)
 - ・感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職

員は在宅勤務、異動職員は対人接触を回避(4/1～)

- ・東京事務所、大阪事務所について、所長又は副所長と職員1～2名が交代で出勤し、他の職員は在宅勤務(4/9～)
- ・「香川県緊急事態」宣言を踏まえた感染拡大地域との不要不急の往来自粛等を要請(4/14)
- ・従来(育児・介護)の在宅勤務の実施頻度の上限撤廃(4/17)
- ・本庁における執務スペースの分散化(東館8階・本館13階の活用)の開始(4/20)
- ・休憩時間の弾力的運用(前後1時間の時間帯を選択可能)の開始(4/21)
- ・県職員の時差出勤の勤務時間帯の拡充(4/22)、再周知(5/8)
- ・県内の5出先機関に臨時のサテライトオフィスの設置(4/23)

○県職員へ衛生管理の徹底通知(4/8)

総務部

- ・統轄安全衛生管理者から各所属長に対し、感染拡大防止に向けた職場の対応及び感染者が発生した場合の対応について通知(本通知を県内市町にも参考送付)

○本庁舎消毒マニュアルの策定・通知(4/22)

総務部

- ・各所属長に対し、本庁舎で感染者が発生した場合における消毒作業等を円滑に実施するためのマニュアルを策定・通知

○県職員へマスク着用の徹底通知(4/22)

総務部

- ・統轄安全衛生管理者から職員及び各所属長に対し、通勤時や職場において、咳エチケットとしてのマスク着用を徹底するよう通知

○県職員へ通知(5/8)

総務部

- ・統轄安全衛生管理者から職員及び各所属長に対し、引き続き徹底した外出自粛や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から提示された「新しい生活様式」の徹底の周知を行うなど、職場における感染防止対策の徹底について通知

○県の新規採用教職員及び感染拡大地域からの異動教職員への対応(4/1～)

教育委員会

- ・状況に応じて、在宅勤務や自宅待機とする

○県立学校教員の在宅勤務の実施(4/17～)

教育委員会

- ・県立学校教員を3グループに区分し、各グループが日替わりで出勤し、出勤しない日は在宅勤務とする。

○病院局の新規採用職員、初期臨床研修医及び転入医師への対応(4/1～)

病院局

- ・感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員及び初期臨床研修医は在宅勤務、転入医師は自宅待機

○県立病院職員の健康管理の徹底(3/3～)

病院局

- ・職員の健康管理を徹底するとともに、国内外の感染拡大地域を訪問した者は帰県後2週間程度の自宅待機の後に勤務させるなど、院内感染防止を徹底

2 雇用の維持・事業継続への対応

○相談窓口での対応

商工労働部

- ・中小企業対策相談窓口、労働相談窓口等で相談に対応

○資金面の支援

商工労働部

- ・セーフティネット保証4号・5号の指定
※信用保証協会による一般保証とは別枠の保証が利用可能
- ・経済変動対策融資の対象拡大(3/10～)
- ・危機関連融資の取扱い開始(3/13～)

- ・危機関連融資の融資利率を引き下げ、融資金額 8,000 万円までは信用保証料ゼロ (5/1～)
- ・新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱い開始 (5/1～)

○雇用面の支援

商工労働部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する助成 (4/1～)
- ・テレワーク導入促進助成金の募集開始 (5/1～)

○農林・畜産・水産業への支援

農政水産部・環境森林部

- ・農業・畜産・水産の各関係者に対し、国の融資制度や感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する国の基本的なガイドラインなどをメールや県ホームページ掲載等で周知 (3/18～)
- ・県産花きの利用等を県ホームページ等で呼びかけ (4/13～)
- ・林業事業者・木材事業者に対し、国の融資制度や従業員等が感染した場合の業務継続に関するガイドラインなどを周知 (4/15)

○建設業等への支援

土木部

- ・県発注の公共工事等の受注者から申出がある場合、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて請負金額等の変更、工期・履行期間の延長を実施 (2/28～)
- ・県発注の公共工事の中止措置等に伴い、受注者の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払いを迅速かつ円滑に実施 (3/13～)、

○観光・宿泊事業者への支援

交流推進部

- ・旅行者の更新登録の際の弾力的な運用 (令和 3 年 3 月申請分まで)

○ふるさと納税による事業者の支援

政策部

- ・ポータルサイト運営会社の「新型コロナウイルス被害事業者向け支援プロジェクト」による返礼品の追加 (3/13～)

3 生活支援

○生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を実施 (3/25～) 健康福祉部

- ・5月7日までの申請件数 1,060 件、申請金額 205,630 件、貸付決定件数 1,052 件、貸付決定金額 203,380 千円

○県税の特例措置等について、コロナポータルサイト内の「県税の専用ページ」で広報

総務部

- ・個人県民税及び個人事業税の申告期限を 4 月 16 日まで延長 (3/13)。その後、4 月 17 日以降であっても柔軟に対応 (4/7)
- ・法人県民税及び法人事業税の申告納付期限について、新型コロナウイルス感染症の影響が止み、申告書の作成・提出が可能になる時点まで延長 (4/17)
- ・自動車税 (種別割) の申告にかかる課税上の特例の実施 (3/18)
- ・自動車税 (種別割) の身体障害者等減免 (新規) の申請期限について、6 月 26 日まで延長 (5/7)
- ・不動産取得税の軽減等を受ける場合の申告について、感染拡大防止の観点から郵送を勧奨 (4/17)
- ・窓口納付以外の県税の納付方法 (Pay-easy (ペイジー)・クレジットカード等) を勧奨 (5/7)
- ・県税の納税が困難な方へ、「徴収猶予の特例制度 (無担保・延滞金無しで 1 年間徴収

を猶予)」が創設されたことを周知するための広報用チラシを窓口等で配布 (5/11)

- 運転免許更新等にかかる新型コロナウイルス感染症対策について 警察本部
 - ・新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に運転免許証の更新を受けることができなかった場合の措置を実施
- 県営住宅の家賃の減額及び徴収猶予 土木部
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した県営住宅入居者に対し、状況に応じて家賃の減額及び徴収猶予
- 県営住宅の提供 土木部
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅を提供(4/24～)
- 水道料金支払いの実質的猶予(香川県広域水道企業団での対応) 政策部
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払に困難を来している方を対象に、給水停止措置の当面見送り(3/26～)
- 香川県大学生等奨学金及び香川県高等学校等奨学金の返還猶予制度の周知 政策部・教育委員会

VI 予算措置

- 令和元年度2月の補正予算にて、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費(3百万円)を計上(3/18)
- 新型コロナウイルス感染症に関する当面の緊急対策に係る経費について、令和元年度補正予算を専決処分(281百万円)(3/24)
- 令和2年4月臨時会にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(4,202百万円余)を計上(4/30)

県内経済等への影響について（商工労働部）

- 国が設置した県内の相談窓口（※15 か所）における相談件数
 - ・合計 9,072 件（5月7日まで）
（※四国経済産業局、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、
商工中金、信用保証協会、6 商工会議所、商工会連合会、中小企業団
体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構）
- 商工労働部の中小企業対策相談窓口における相談件数
 - ・合計 171 件（5月7日まで）
 - ・飲食業が最も多く、次いでサービス業、小売業と続いている。
- 公益財団法人 かがわ産業支援財団の新型コロナウイルス関連経営相談窓口にお
ける相談件数
 - ・合計 7 件（5月7日まで）※新たな相談窓口として5月7日に設置
（財団では、相談窓口とは別に、職員が県内事業者に対し、電話で事業継続等の
施策を積極的に紹介するプッシュ型の支援にも取り組んでいる）
- 香川労働局の特別労働相談窓口等における相談件数
 - ・合計 5,191 件（5月7日まで）
 - ・主には雇用調整助成金の特例措置など国の助成金に関する内容。
- 商工労働部の労働相談窓口等における相談件数
 - ・合計 379 件（5月7日まで）
 - ・主には雇用調整助成金や先に創設した香川県緊急雇用維持助成金に関する内容。
- 休業要請・協力金コールセンター等における相談件数
 - ・合計 6,031 件（4月23日～5月9日）
- 休業要請協力金の申請件数
 - ・合計 2,019 件（5月7日～5月9日）
- 「新型コロナウイルス」関連倒産
 - ・3 件（4月14日自己破産申請・手袋用資材の卸売業
（4月22日までに事業停止、自己破産申請準備・旅館・仕出業）
（5月8日までに自己破産申請、札所巡拝用品販売）

新型コロナウイルス感染症による影響について（交流推進部）

1 観光関係

○ 入込客数

- ・4大観光地（栗林公園、屋島、琴平、小豆島）における4月の入込客数は、速報値で、84,158人、前年同月(576,306人)に比べて14.6%
※栗林公園：17,634人、15.5%　屋島：16,072人、36.6%
琴平：22,000人、6.7%　小豆島：28,452人、31.0%

○ 観光業

- ・宿泊施設においては、香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した3月末時点の調査によると、宿泊人数及び前年同月比については、3月の実績は89,919人泊で約50%、4月の予約状況は34,411人泊で約20%（※115加盟施設のうち82施設から回答）
- ・バス事業者においては、貸切バスについて、3月分、4月分はほぼキャンセル、5月分もほぼ予約が入っていない状況
また、特定旅客自動車運送事業（スクールバス等の送迎バス）についても運行ができない状況が続いている
- ・「栗林庵」の4月分については、来店購入者数は前年同月比18%、販売額は20%
栗林公園の臨時休園延長に合わせて休業期間を延長（4/20～5/31）
- ・「香川・愛媛せとうち旬彩館」は全館休館（4/9～当面の間）

○ 主要観光施設

- ・栗林公園の臨時休園（4/24～5/31）
- ・新屋島水族館の臨時休館（4/8～当面の間）
- ・金刀比羅宮の境内への立入禁止（4/20～5/31）
- ・寒霞溪ロープウェイの臨時休業（4/10～6/6）
- ・二十四の瞳 映画村の臨時休業（4/16～5/31）
- ・オリーブ公園（4/18～5/31 一部店舗臨時休業）
- ・県立東山魁夷せとうち美術館の臨時休館（4/18～当面の間）
- ・ニューレオマワールドの臨時休園（4/21～当面の間）
- ・国営讃岐まんのう公園の臨時休園（4/18～当面の間）
- ・直島等のアート施設の臨時休館（直島～5/18、豊島～5/31まで（暫定））
- ・玉藻公園の臨時休園（4/24～5/31）
- ・県立ミュージアムの臨時休館（4/18～当面の間）
- ・さぬきこどもの国の全面休園（4/21～6/1）
- ・四国水族館グランドオープン(3/20)の延期※4/8から当面の間全日休館、先行オープン中止
- ・丸亀城天守など丸亀市内の市立観光施設の臨時休館（3/18～5/31）
- ・父母ヶ浜エリア完全立入禁止措置（4/29～5/31）

2 交通関係

○ 航空

- ・高松－上海線の運休 : 令和2年2～5月にかけて計82往復が運休
- ・高松－台北線の運休 : 令和2年2～6月にかけて計128往復が運休
- ・高松－ソウル線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計39往復が運休
- ・高松－香港線の運休 : 令和2年3～6月にかけて計73往復が運休
- ・高松－羽田線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計547往復が運休
- ・高松－成田線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計110往復が運休
- ・高松－那覇線の運休 : 令和2年4～5月にかけて計42往復が運休

○ 高松空港直行バス

- ・高松空港－JR高松駅線の一部運休(運休している国際線、国内線に対応する便)
- ・高松空港－丸亀・坂出線の一部運休(4/10～5/20)
- ・高松空港－丸亀・善通寺線の全部運休(4/16～5/20)
- ・高松空港－琴平・三豊線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－祖谷線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－高知線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－琴平線の全部運休(3/29～5/6)
- ・高松空港－四国中央線の全部運休(3/9～5/31)

○ 鉄道

- ・JR四国運輸取扱収入 : 前年同期比37%(4/1～7)
前年同期比25%(4/8～16)
前年同期比10%(4/17～23)
- ・JR瀬戸大橋線利用状況: 前年同期比39%(4/1～7)
前年同期比29%(4/8～16)
前年同期比18%(4/17～23)
- ・オール四国レールパス発売状況: 前年同期比1%(4月)
- ・JR四国: 県内特急列車
 - 高德線: 特急列車12本の運休(5/16～当面の間)
 - 予讃線: 特急列車22本運休(5/16～当面の間)
 - 土讃線: 特急列車20本運休(5/16～当面の間)
- 「四国まんなか千年ものがたり」の運休(3/6～当面の間)
- 「瀬戸大橋アンパンマントロッコ」の運休(3/20～当面の間)
- 普通列車
 - 予讃線: 4本運休(4/29～当分の間)
 - 土讃線: 3本高松～多度津間(4/29～当分の間)
 - 本四備讃線: マリンライナー10本運休(5/16～当面の間)
- ・ことでん: 定期列車の減便(4/29～当面の間)
 - 平日 ▲138本(382本→244本) ▲36.1%
 - 休日 ▲171本(323本→152本) ▲52.9%

○ 船舶

・4月の利用状況：小豆島航路 前年同期比 65.4%減 (5社平均)

<減便運休等>

- ・直島(宮浦)～豊島(家浦)～犬島航路の終日運休 (4/10～5/18)
- ・豊島(唐櫃)～高松航路の終日運休 (期間未定)
- ・豊島(家浦)～直島(本村)～高松航路：
直島(本村)に寄港せず、豊島(家浦)～高松の直行便のみ1日3往復(4/29～当面の間)
- ・姫路～福田航路の減便
(姫路→福田：7便→3便、福田→姫路：7便→4便) (4/20～5/31)
- ・高松～土庄航路の夜間高速艇1便の減便 (4/20～5/31)
高松～土庄航路の高速艇の減便(1日15往復→8往復)(5/2～5/31)
- ・高松～小豆島(草壁)航路の減便
(平日1日5往復→4往復、土日祝1日5往復→3往復) (4/25～5/18)
- ・高松～直島(宮浦)航路の減便 (1日10往復→6往復) (4/24～5/10)
- ・宇野～直島(宮浦)航路の減便 (1日20往復→19往復) (4/24～5/10)
- ・多度津町から高見島・佐柳島への体調不良者の渡航自粛要請及び三洋汽船(株)による乗船時の検温の実施
- ・観音寺市から伊吹島への不要不急の渡航自粛要請
- ・高松市から男木島・女木島への不要不急の渡航自粛要請
- ・三豊市から栗島・志々島への不要不急の渡航自粛要請
- ・丸亀市から塩飽諸島への不要不急の渡航自粛要請
- ・岡山(日生)～小豆島(大部)航路の減便 (1日5往復→3往復) (4/27～5/31)

○ その他

- ・瀬戸中央自動車道の交通量：前年同期比約 71.77% (2/26～4/30)
- ・県内発着の高速バス全便運休 (当面の間)
- ・路線バスのイオン高松線[瓦町～イオンモール高松北口]の土日祝運行を平日ダイヤに変更 (35便→25便)

3 イベント関係

○ 県内の主なイベント

- ・瀬戸大橋スカイツアーの4月、5月分の中止 (本州四国連絡高速道路株式会社)
- ・第43回小豆島オーリーブマラソン全国大会の中止(小豆島オーリーブマラソン全国大会推進会) (5/24)
- ・サンポート高松トライアスロン2020 アジアカップ及びキッズ大会の中止(7/4)
エイジ大会の延期(7/5→9/20)(サンポート高松トライアスロン大会実行委員会)
- ・第55回「さぬき高松まつり」の中止(8/12～8/14)(高松まつり振興会)
- ・「瀬戸内サマーナイトフェスティバル2020」の中止(7/31～8/10)(瀬戸内サマーナイトフェスティバル実行委員会)

○ 地域密着型スポーツ

- ・香川ファイブアローズ : 2019-20 シーズン公式戦の打ち切り
- ・ガマタマーレ讃岐 : Jリーグ公式戦開幕(3/8～)の延期
- ・香川オリーブガイナース : 四国アイントリーグ plus 公式戦開幕(3/28～)の延期

○ クルーズ客船寄港

令和2年は17件の寄港予定のうち、現在、14件が寄港中止

- ・クルーズ客船スター・ブリーズの寄港の中止(9/19, 21 10/10, 12)
- ・クルーズ客船クリスタル・エンデバーの寄港の中止(9/8)
- ・クルーズ客船にっぽん丸の寄港の中止(5/23, 25)
- ・クルーズ客船シルバー・エクスプローラーの寄港の中止(6/9)
- ・クルーズ客船ル・ソレアルの寄港の中止(6/16)
- ・クルーズ客船飛鳥Ⅱの寄港の中止(8/13)

別添2

県有施設等における対応

施設名	5月7日以降の状況	利用休止期間（予定）
情報通信交流館（e-とびあ・かがわ）	開館（12日）	4月11日～5月11日
香川県県民ホール	休館（大小ホール） （その他会議室は7日から開館）	4月25日～5月31日
香川国際交流会館（アイパル香川）	開館（7日）	4月15日～5月6日
県民いこいの森野営場	開園（7日）	4月15日～5月6日
大川山野営場	休園 ※野営場施設の整備点検により、5月31日まで休館。なお、整備点検が終了次第、5月31日より前に利用を再開する場合がある。	4月15日～5月31日
香川県公渕森林公園	開園（7日） （施設一部・遊具利用休止：～5月31日）	4月24日～5月6日
香川県満濃池森林公園	開園（7日） （施設・遊具利用休止：～5月31日）	4月24日～5月6日
ドングリランド	開園（7日） （施設・遊具利用休止：～5月31日）	4月24日～5月6日
香川県社会福祉総合センター	開館（7日） （健康プレイルーム・福祉ライブラリーサービス一部利用休止：当面）	4月25日～5月6日
さぬきこどもの国	休館（わくわく児童館・屋外施設一部（サイクルセンター・YS-11・琴電車両）） （その他は7日から開館）	4月21日～5月31日
香川県青年センター	休館（宿泊施設・体育館） （その他会議室等は7日から開館）	4月20日～5月31日
かがわ総合リハビリテーションセンター（福祉センター）	一部休館 （外部への貸出）	4月22日～当面
香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	休館（大小展示場） （その他会議室は7日から開館）	4月25日～5月31日
瀬戸大橋記念公園	開園（7日） （屋外遊具・屋内遊具・ブリッジシアター一部利用休止：～5月31日）	4月24日～5月6日
坂出緩衝緑地	開園（7日）	4月24日～5月6日
女木島野営場	開園（7日）	4月15日～5月6日
香川県粟島海洋記念公園	開園（7日）	4月24日～5月6日
国際会議場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月31日
展示場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月31日
観光情報センター（香川県サンポート高松交流拠点施設）	開館（7日）	4月20日～5月6日
多目的広場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月31日
大型テント広場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月31日
アート広場（香川県サンポート高松交流拠点施設）	休館	4月20日～5月31日
高松空港県営駐車場	休館	4月24日～当面
香川県オリーブ公園	開園（7日）	4月24日～5月6日
香川用水記念公園（水の資料館）	開園（7日）（遊具等利用休止：当面） （開館）	4月24日～5月6日 （4月20日～5月6日）
土器川公園	開園（11日） （多人数の大会等は開催自粛を要請：～5月31日）	4月20日～5月10日

施設名	5月7日以降の状況	利用休止期間(予定)
さぬき空港公園	開園(11日) (多人数の大会等は開催自粛を要請。グラススキー・遊具利用休止:~5月31日)	4月20日 ~ 5月10日
香東川公園	開園(11日) (多人数の大会等は開催自粛を要請:~5月31日)	4月20日 ~ 5月10日
香川県立武道館	休館	4月20日 ~ 5月31日
香川県立丸亀競技場(園路・園地) (陸上競技場、会議室) (トレーニングルーム)	開場 開館(11日) 休館	(4月20日 ~ 5月10日) (4月20日 ~ 5月31日)
香川県総合運動公園(園路・園地) (有料施設)	開場 開館(11日)	(4月20日 ~ 5月10日)
香川県立総合水泳プール(屋内飛び込みプール) (トレーニングルーム) (屋外50mプール、屋内25mプール)	開館(11日) 休館 休館	(4月20日 ~ 5月10日) (4月20日 ~ 5月31日) (工事中等)
香川県立ミュージアム(瀬戸内海歴史民俗資料館・文化会館)	開館(9日) (体験学習室・図書コーナー・ミュージアムショップ・ビデオライブラリー・貸施設(多人数の利用)利用休止:当面)	4月18日 ~ 5月8日
香川県立東山魁夷せとうち美術館	開館(9日) (ミュージアムショップ・ビデオコーナー・デジタルギャラリー利用休止:当面)	4月18日 ~ 5月8日
香川県漆芸研究所	開校(11日) ※5月22日までは分散授業	4月20日 ~ 5月10日
香川・愛媛せとうち旬彩館	休館	4月9日 ~ 当面
香川県立文書館	開館(7日) (ホール・会議室は多人数の利用は自粛を要請:~5月31日) (自習コーナー・閲覧席利用休止:当面)	4月25日 ~ 5月6日
栗林公園	休園	4月24日 ~ 5月31日
琴弾公園	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
琴林公園	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
琴平公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
桃陵公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
亀鶴公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
香川県園芸総合センター 展示温室等	開園(7日)	4月20日 ~ 5月6日
農業試験場小豆オリーブ研究所 展示室	開館(7日)	4月20日 ~ 5月6日
香川用水資料館 1階展示スペース	開館(7日)	4月20日 ~ 5月6日
香西地区港湾緑地パークゴルフ場	開園(11日) (マスク着用、多人数の大会等は開催自粛を要請、更衣室・会議室利用休止:~5月31日)	4月20日 ~ 5月10日
高松港・詰田川緑地(グリーンパーク)	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
高松港・ハーバープロムナード(赤灯台付近の視聴覚遊具周辺)	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
高松港・香西地区緑地(芝山マリンランド)	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
志度港・新町緑地	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
豊浜港・一の宮緑地	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
仁尾港・江尻I地区緑地	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
池田港・港湾緑地	開園(7日)(遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
門入ダム 水辺の公園、花の広場	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
前山ダム 前山ダム公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日

施設名	5月7日以降の状況	利用休止期間(予定)
大内ダム 大内ダム公園	開園(7日) (遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
内場ダム 高松市内場池運動センター	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
長柄ダム 長柄ダム公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
田万ダム 田万ダム公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
吉田ダム 桜広場	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
内海ダム 柴中公園、ほたる広場、落合池記念広場、さくら広場	開園(7日) (遊具利用休止:~5月31日)	4月24日 ~ 5月6日
粟地ダム 粟地ダム公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
殿川ダム 殿川ダム公園	開園(7日)	4月24日 ~ 5月6日
香川県立図書館	開館(7日) (現在休止している一部サービスは順次再開)	4月25日 ~ 5月6日
香川県立五色台少年自然センター	休館(宿泊施設) (その他は7日から開館)	4月24日 ~ 5月31日
香川県立屋島少年自然の家	休館(宿泊施設・体育館) (その他は7日から開館)	4月24日 ~ 5月31日

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染収束に向けた 香川県における緊急事態措置等について

令和2年5月11日

香川県における緊急事態措置等について、事業者に対し適切な感染防止対策の協力を要請しており、そのうち、県外客の利用自粛を促す取組みについては、県をまたいだ移動の自粛を呼びかけるものであるが、国と法令上の位置付けについて協議し、法に基づかない協力依頼とする。

適切な感染防止対策の協力要請（令和2年5月7日（木）～5月31日（日））

○施設の使用制限等（＝休業要請）の延長はしないが、営業を行う場合は、これまでの適切な感染防止対策に加え、三つの密を避けるための特売・ポイントセールの自粛や県外客の利用自粛を促す取組みなどを追加し、一層の感染防止対策の徹底を図ることを協力要請（法第24条第9項）**別添1**

※県外客の利用自粛を促す取組みは、法第24条第9項によらない協力依頼

別添1 今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保 ・曜日・時間帯による特売やポイントセールをできる限り自粛 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
県外客の利用自粛の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県外客の利用自粛を促す対策(店頭・HPによる周知等)
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする ・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒 ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒 ・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

※県外客の利用自粛の促進は、法第24条第9項によらない協力依頼

各市町における新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（5月7日現在）

市町	対応本部	2. 喫煙の課題	3. 対応策										4. その他
			① 相談体制	② 医療提供体制	③ 衛生用品の確保等	④ 市町所有施設等における対応	⑤ 保育所・幼稚園・学校における対応	⑥ 市町主催イベント等の開催	⑦ 情報発信	⑧ 市町職員に係る感染予防対策	⑨ 雇用の維持・事業継続への対応	⑩ 生活支援	
高松市	3月19日 第1回 開催 5月5日 第8回 開催	医療提供体制の確保（市立みんみの病院の検査実施） ・長期滞在をにらんだ保健所の組織体制整備 ・クラスターの発生した市立保育所の保育士や園児を含む関係者に対する心と体のケア ・小中学校及び高松第一高等学校の臨時休業に伴う児童生徒への学習支援	○一般相談及び保健所・保健センターの設置 ○市立病院での受入れ体制の整備 ・2月25日に院内対策会を設置（現在まで8回会議を実施） ・休日を含まれた24時間対応の「電話相談窓口」を開設（2月1日～） ・「保健所・保健センター」を設置（2月3日～） ・これまで、6,641件の相談（2月3日～5月6日）	・3月下旬、市内で「福園寺・接触者外来」を設置していただける医療機関に対し、マスク3,000枚を配布 ・4月上旬、中国南島市から寄贈されたマスク30,000枚を医療機関等に配布 ・4月20日、市内4医療機関に対し、マスク4,000枚を配布 ・市民の利用頻度が高い市有施設等に対し、アルコール消毒液を随時配布	・市有施設利用のキャンセルを行う場合の施設使用料の全額返金（2月26日から当分の間の施設利用分） ・施設が示す集団感染のリスクが高い共通点（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）に該当する一部の市有施設について、一部休館（3月4日～4月21日） ・緊急事態宣言に伴う市有施設の休館（4月22日～5月31日） →市民が生活を維持するために必要不可欠な施設等を除き、原則、休館	・保育所・幼稚園・学校における対応 ・市立保育所、認定こども園、幼稚園、保育園の自粛（5月31日まで） ・市立幼稚園・5月24日まで休園 ・小中学校・5月24日まで休校 ・高松第一高等学校・5月31日まで休校 ・市立小・中学校に配布している補助教材を、高松市総合教育センターのホームページに掲載するとともに、ホームページを閲覧できない家庭には、希望により、学校から印刷配布	・市主催のイベント・行事等の開催基準を策定（2月26日） ・これまでの基準を廃止し、「市主催イベント・行事等に関する基本方針」を策定（4月20日） →イベント・行事等については、原則、中止又は延期 【適用期間 4月22日～5月31日】 ※約310件のイベント等が中止又は延期（2月28日～5月7日）	・新型コロナウイルス感染症関連情報のページを策定 ・SNSによる情報発信（Facebook、Twitter、LINE） ・YouTubeチャンネルを利用した情報発信（Yahoo!防災1防災のアプリを活用して） ・「新型コロナウイルス関連情報」をプッシュ通知でお知らせ ・市長のメッセージ（4月3日、4月10日、4月17日、5月1日）	・本庁舎窓口、各総合センター、支所、出張所などに、飛沫感染防止対策として、ビニールカーテン設置、次亜塩素酸ナトリウム（スプレー）配布 ・新規採用職員及び感染拡大地域からの異動職員について、到着してから一定期間の自宅待機や在宅勤務など ・在宅勤務及び時差出勤の実施（4月22日～8月5日）	・3月10日から売上高等が減少している小規模事業者への資金繰り支援措置として、既存の緊急経営安定対策特別融資の融資対象者の要件緩和 ・収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ返済金なしで1年間繰上返済できる特別措置の実施 ・テナント賃料給付金の支給（拡充） ・宿泊業支援金の支給 ・小規模事業者向け融資制度の上乗せ支給 ・国保料などの支払いについて、一定の条件下、猶予措置や減免措置	・「補正1号（専決処分）5月1日」 ・5月臨時補正（2号）		
	2月28日 第1回 開催 5月7日 第12回 開催	生活支援対策及び経済対策 ・感染予防及び拡大防止	・4月16日 医師会と協働開始 ・5月1日「地域外来・PCR検査センター」の設置 ・新型コロナウイルス感染症対策支援制度一覽の作成	・3月3日 放課後児童クラブ及び消防本部（救急）にマスクの提供 ・4月2日 市内医師会、歯科医師会、薬剤師会に寄付マスク1万枚と市の備蓄マスク1万枚を配布 ・4月16日、寄贈マスクを救急箱として、国から届いた妊婦へのマスク配布開始 ・4月20日 市内高齢者施設と障がい者施設に寄付マスク5,900枚配布 ・4月22日 市内幼稚園・保育所・小中学校の職員用に寄贈マスク2,000枚配布	・公共施設の休館及び貸館の休止（5月31日まで） ・遊外スポーツ施設（5月11日から県内のみ利用可）ただし、丸亀市総合運動公園は野球場のみ、野田キャンプ場、手島自然教育センターは5月31日まで利用不可。	・保育所、子ども園、保育園、放課後児童クラブ、利用中の子どもの自粛要請 ・小中学校・4月13日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・幼稚園・5月31日まで臨時休園 ・小中学校・5月31日まで臨時休校（中学3年生と小学6年生は5月26日から再開） ・放課後児童クラブ・5月31日まで休館 ・小中学校・5月31日まで臨時休校（中学3年生と小学6年生は5月26日から再開）	・2月28日以降、原則中止又は延期（5月31日まで） ・市長から市長へKBNにて放送（3月11日、4月17日） ・市HP、ツイッター、広報さかいて、FMサン等にて情報発信	・全職員へ感染予防対策について周知啓発 ・窓口職員等へのマスク配布 ・窓口カウンターにビニールシートのパーテーションを設置	・国の制度や相談窓口等について市ホームページで情報提供	・生活支援に係る補正予算8億9000万円（R2.4.21臨時議会にて可決）			
坂出市	2月28日 第1回 開催 5月7日 第10回 開催	検査体制の拡充 ・発熱外来の各医療機関での設置 ・保健所の体制強化	市立病院での対応 ・中継保健所より疑い例の受入協力依頼 ・1月21日新型コロナウイルス対応訓練実施 ・疑似患者のPCR検査開始 ・2月28日新型コロナウイルス対策本部設置（市立病院） ・面会禁止、受付窓口感染症防止フィルム設置、外来発熱待合エリア設置、入館者に体温測定 ・入院患者に新型コロナウイルス関連診療実施	・備蓄マスク4,500枚、4月15日4,000枚発送 ・保育所・幼稚園・4月14日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・幼稚園・4月14日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・放課後児童クラブ・4月14日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・小中学校・5月31日まで臨時休校（中学3年生と小学6年生は5月26日から再開）	・保育所、子ども園・4月14日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・幼稚園・4月14日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・放課後児童クラブ・4月14日～5月31日の間、登園の自粛を依頼 ・小中学校・5月31日まで臨時休校（中学3年生と小学6年生は5月26日から再開）	・市長から市長へKBNにて放送（3月11日、4月17日） ・市HP、ツイッター、広報さかいて、FMサン等にて情報発信	・全職員へ感染拡大防止の職場対応を徹底 ・首都圏等の感染拡大地域から転入の新規採用職員は、転入後2週間在宅勤務 ・4月17日職員発症等および市施設防疫活動に関するマニュアルを策定し周知 ・時差出勤の実施（4月27日～） ・出入り口に手指消毒液の設置 ・感染防止啓発のため、咳エチケット・手洗いの注意書きを掲示 ・窓口飛沫感染防止のためのビニール仕切りを設置 ・5月7日新庁舎の主な市民窓口、透明パーテーション設置 ・高齢者等訪問職員（かいご）の体温の実施	・市の休業要請等への協力金を協賛し、上乗せして協力金を支給 ・市の休業要請等の対象業種で、休業開始時期の遅延等により支給対象とならなかつた方で、令和2年5月1日から5月6日の期間において、休業要請または営業時間の短縮に全面的に協力いただいた市内の小企業および個人事業主に協力金を支給 ・4月30日より繰上返済の特例制度の申請を受付開始	・5月1日予算専決処分（特別定額給付金）、国民健康保険傷病手当金 ・4月20日から郵送等の入札に変更 ・特定健診・がん検診等の開始時期を延期 ・5月実施の1歳6か月・3歳児健診を延期、2歳児相談・2歳6か月児歯科健診中止、3～4か月児健診を集団検診に変更 ・国民健康保険傷病手当金について、条例改正				
	2月27日 第1回 開催 5月7日 第10回 開催	小中学校の休業に伴う児童生徒の学力の低下 ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中、小企業や自営業者への経済支援 ・PCR検査を必要とする方が受けられる体制への改善	・4月27日より、本庁第2会議室内に新型コロナウイルス対策本部設置 ・4月22日新型コロナウイルス対策本部設置 ・PCR検査を必要とする方が受けられる体制への改善	・保育所に市の備蓄マスク4,700枚、市内事業者等から寄贈された布マスク1,000枚を配布 ・介護事業者等に市の備蓄マスク4,500枚を配布 ・幼稚園、小中学校の卒業式、入学式用にマスク計3,300枚、消毒液を配布 ・妊婦1人につき、市の備蓄マスク10枚、市内事業者等から寄贈された布マスク3枚を順次配布	・市民会館、公民館等は5月17日まで休館（ただし、10人以下の地域活動は可能） ・図書館は5月17日まで貸出・返却のみ可能 ・公園は5月17日まで室内施設を休館 ・その他体育館施設等は5月31日まで休館	・保育所・5月30日まで、家庭での保育が可能な場合に登園の自粛を要請（これに伴い保育料（4月分、5月分）を無料） ・幼稚園・5月11日から開園するが、5月31日まで家庭で保育が可能な子どもは登園の自粛を要請 ・小中学校・5月31日まで臨時休校（中学3年生と小学6年生は5月26日から再開） ・放課後児童クラブ・5月31日まで休館 ・小中学校・5月31日まで臨時休校（中学3年生と小学6年生は5月26日から再開）	・対策本部会議で決定した最新の情報を市HP等に掲載 ・「3つの密」回避を含めた、手洗いや消毒用の周知についてのチラシを自治会等での回覧や配布を実施 ・市HP、市報5月号で地方版における感染予防の啓蒙、相談受付について、及び不当な偏見、差別等の相談窓口を紹介する記事を掲載	・窓口への消毒液を配り、間仕切りシートの設置 ・手洗いや換気のチラシ貼付 ・窓口担当職員等のマスク着用を徹底 ・庁舎の換気及びカウンター等の除菌作業 ・県外出張の経費及び私用の県外出張や県外から家族が帰省した場合の事前報告の義務化 ・3密にならないための会議場所の見直し ・教職員等の感染防止マニュアルの作成 ・4月28日より、所長長の認める者の在宅勤務開始	・子育て世帯の生活支援として児童手当を受給する世帯に対して児童手当に必要物品の購入、小学校の臨時休業に伴う放課後児童健全育成事業の運営に要する経費、感染防止対策に必要な物品の購入	・令和元年度一般会計補正予算6,212千円計上（保育所における感染防止のため必要物品の購入、小学校の臨時休業に伴う放課後児童健全育成事業の運営に要する経費、感染防止対策に必要な物品の購入）			
高松市	2月28日 第1回 開催 4月30日 第9回 開催	中小企業等への経済支援	・4月22日から相談窓口の一本化を図るため「新型コロナウイルス対策室」を設置	・4月1日以降の出産予定日の妊婦の方一人につき5枚のマスクを無料配布 ・公共施設等は当面の間休館、公園等の遊具の利用禁止	・保育所・幼稚園・4月14日～5月31日まで利用を自粛要請 ・小中学校・5月31日まで休校（5月25日から小学6年生は週2日登校）	・市主催の行事・イベントを中止又は延期 ・市HPにおいて市長メッセージ ホームページ（4月8日～）、広報5月号	・窓口カウンターにアクリル板のパーテーションを設置 ・職員の手洗、マスク着用、ドア・机の消毒、換気	・「セーフティネット4号」5号、危機関連保証の認定を受けて、資金繰り支援制度を利用する市内の事業者に対して、市が20万円を支給 ・休業要請に全面的に協力した小企業及び個人事業主に、市が20万円（食事提供施設・うどん店10万円、市独自の休業要請協力金の飲食・宿泊・交通関連事業者20万円）	・5月1日開催の臨時議会において補正予算を提案				
	2月27日 第1回 開催 4月21日 第11回 開催	マスク及び手指消毒液等の不足 ・小中学校等の休業に伴う児童生徒の学力低下への懸念及びストレス対策 ・中小企業及び個人事業主に対する経済対策 ・観光・宿泊客減による観光関連業者への経済対策	・2月28日 健康相談窓口を保健所に設置 ・4月22日 新型コロナウイルス対策本部設置 ・保健所・保健センターの設置 ・保健所・保健センターの設置	・3月5日 大川地区医師会所属医療機関へ備蓄マスクを3,200枚配布 ・体育施設等について、5月31日まで臨時休館	・保育所・4月13日～26日の間、利用を可能な範囲で自粛を要請 ・幼稚園・4月15日～24日の間、利用を可能な範囲で自粛を要請 ・小中学校・4月13日～24日の間、休校	・3月2日、市HP及び市報5月号で地方版における感染予防の啓蒙、相談受付について、及び不当な偏見、差別等の相談窓口を紹介する記事を掲載	・本庁舎、東川庁舎、東川第2庁舎、支所、出張所のカウンターなどに、飛沫感染防止対策として透明パネルを設置 ・庁舎出入口へ手指消毒液を配り、手洗いや換気のチラシ貼付 ・庁舎内の除菌作業	・市内中小企業へ支援金給付（20万円/事業所） ・心身障害児福祉年金受給者へ臨時特別給付金支給（1万円/人） ・児童扶養手当受給者へ臨時特別給付金支給（1万円/人）	・補正予算（専決） ・飛沫感染防止パネル設置に係る原材料費（48万円） ・子育て世帯への臨時特別給付金に関するシステム改修費用（205万円） ・公立・私立保育所、幼稚園、子ども園に係る備品・消耗品購入費用（1,443万円） ・放課後児童クラブ指導員報酬（331万円） ・図書消毒機購入費（247万円） ・心身障害児福祉年金受給者へ臨時特別給付金支給（104万円） ・児童扶養手当受給者へ臨時特別給付金支給（610万円） ・市内中小企業へ支援金給付（2億4,553万円）				
東かがわ市	2月27日 第1回 開催 5月5日 第44回 開催	新型コロナウイルス感染症の拡大による市内の事業者や子育て世帯の経済的影響 ・SNS等による誤った情報の拡散、風評被害による市民の仕事や生活の影響	・市内病院等にマスク（2,300枚）を配布 ・60歳以上の市民にマスク（1人5枚）を配布 ・市内の介護施設（通所）及び障がい者施設（通所）にマスク（50枚）を配布 ・妊婦以上の市民にマスク（1人5枚）を配布 ・70歳未満の障がい者（1人5枚）にマスク配布 ・介護関係施設（23か所）、障がい者通所施設（4か所）にマスクを3,100枚配布	・体育施設等について、5月31日まで臨時休館	・小中学校・5月31日まで臨時休校	・4月18日 市長メッセージを告知請求・HPで発信 ・市内施設、就学前施設、小中学校等の臨時休業等についてはHP、告知請求、メールなどで配信	・手洗いやアルコール消毒の励行、マスクの着用を徹底 ・窓口カウンターに透明のビニールシートを設置 ・「3密」を避けることについて徹底を周知 ・集団発生時のリスク低減のため、定期的な換気の実施の徹底を周知 ・不要不急、特に首都圏や関西圏への外出を控える旨、周知	・小規模事業者等支援臨時給付金事業 ・固定資産税納期の猶予	・4月補正 ・4月補正 ・5月補正				
	2月28日 第1回 開催 4月2日 第9回 開催 4月8日 第1回 開催 5月7日 第5回 開催	的確な情報収集を行い、市独自の支援策の実施 ・緊急な経済対策や市長への生活支援の実施	・感染予防については、健康相談（対策本部事務局）臨時対応 ・市民や事業者の生活及び経済支援策などに関する情報は、新型コロナウイルス対策室（4月20日設置）が対応	・4月15日より永原病院 発熱外来開始 ・放課後児童クラブにマスク配布（4,500枚） ・手指消毒剤配布（庁舎、支所、放課後児童クラブ、公民館等） ・薬局診療所・志々島診療所、薬局出張所（計125枚） ・保育所・幼稚園・放課後児童クラブ・児童館緊急用マスク配布（8500枚） ・妊婦へマスク郵送（10枚/人） ・放課後児童クラブ職員用（640枚）	・4月11日から当分の間、公共施設については使用中止	・小中学校・4月25日～5月10日まで臨時休業（分限授業し、1～2時間程度の学校滞在の際、課題提示や健康状況の把握、遠隔教育実施） ・4月分保育料を全額免除 ・遠隔教育の実証研究（オンライン学習）	・市の感染予防対策子ラシの全戸配布 ・防災行政無線での感染防止対策の啓発放送 ・市長メッセージを市ホームページに掲載（4月20日、4月27日）	・本部長名で感染拡大地域への往來の自粛要請 ・庁舎内及び支所等施設消毒方法と実施ルール ・職員ルール・PCR検査を受検する際には、対策本部へ報告 ・職員等の行動制限（対策本部より行動報告書提出依頼） ・市長による感染拡大防止にかかる外出自粛要請 ・窓口対応用 手作りシールド設置 ・時差出勤および在宅勤務開始（4月27日～5月31日）	・児童扶養手当受給者に対する児童扶養手当の上乗せ支給（5月期、7月期） ・子育て世帯特別給付金（18歳以下1人当たり2万円） ・県外で備前自來の学生の応援	・4月10日 補正1号（専決処分）関連予算25,330千円 ・5月1日 補正2号（臨時会）関連予算6,938,807千円	・固定資産税の納期限延長 ・三豊市「感染者が確認された場合の消毒手順」(7-0-1)を作成し、市職員による庁舎内等の消毒マニュアルの概要、役割分担、指揮命令系統を明確化 ・4月9日職員研修を実施		

各市町における新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（5月7日現在）

市町村	1. 対策本部	2. 関係の課題	3. 対応策										4. その他	
			①相談体制	②医療提供体制	③衛生用品の確保等	④市町所有施設等における対応	⑤保育所・幼稚園・学校における対応	⑥市町主催イベント等の自粛	⑦情報発信	⑧市町職員に係る感染予防対策	⑨雇用の維持・事業継続への対応	⑩生活支援		⑪予算措置
土庄町	2月27日 第1回 開催 4月28日 第10回 開催	・感染症予防・感染拡大防止に向けて地域への啓発と対応 ・陽性者発生時の対応と体制づくり ・町営介護事業所の運営をどうしていくか ・来島自衛隊のさらなる協力依頼をどうするか ・町独自の経済支援対策の早急な検討	・相談内容に応じて相談窓口担当課を分けている		・2月1日以降、マスク16,500枚、消毒用アルコール37.92、消毒用次亜塩素酸溶液100L、体温計15本を確保（現在発注中の物品含む。） ・マスク、アルコール等は、庁舎内窓口等で随時使用 ・寄贈された一般用マスクと備用マスクを配布（小豆島中央病院：防護服300着、メディカルマスク300枚、小豆島地区消防本部：防護服150着、メディカルマスク150枚、豊島地区医療機関・社会福祉施設等計5,000枚、町内診療所・歯科診療所、介護事業所関係、社会福祉施設、障害者福祉施設に計2,800枚）	・貸館等は中止していないが、公共施設を利用した民間や団体主催の不定多数が参加する集会やイベント等は、延期又は中止を要請（当面の間） ・図書館は貸出・返却業務は行い、閲覧は中止（当面の間） ・大坂城歴史記念公園等を臨時閉鎖（当面の間）	・保育所、幼稚園、学校における対応 ・子ども園、放課後児童クラブ：家庭保育の協力を要請 ・小中学校：5月31日まで休校	・おおむね20名以上の参加する町主催の集会やイベント等は、中止又は延期（当面の間）中止 ・中止又は延期が困難な行事等については感染拡大防止に最大限の配慮を行う。	・宿舎施設・交通機関等 ・宿舎施設：交通機関等 ・市内医療機関・大型商業施設・交通事業者等に提示協力依頼 ・民生委員へ周知 ・町広報紙、防災行政無線による放送、HP掲載、転入者への啓発 ・4月21日 来島自衛隊（記者クラブ、HP掲載）	・職場内での感染防止行動の徹底（執務スペースの換気、カウンター・共有事務用品の定期的な消毒、手洗いの励行、消毒用アルコール等の配置）、年次有給休暇の取得促進 ・庁舎内の来庁者が多い部署のカウンターに飛沫防止のためのビニールシートを間仕切りを設置 ・5月上旬～庁舎内分散勤務の実施	・給食センター調理員及び小中学校特別支援員に対し、休業手当を支給する予定 ・中小企業向け無利子融資制度の創設 ・中小企業融資枠の追加、中小企業融資対象の拡大	・要保護・要配慮世帯に対し、就学援助金に併せて令和2年度も給付金を支給する予定	・中小企業融資預託金に係る予算補正（5月1日専決処分） ・町独自の新型コロナウイルス対策事業に係る補正予算を5月21日開催予定の臨時議会に提案予定	・「工事関係」 ・受注業者へ工事の一時中止等について確認 ・受注業者へ感染拡大防止対策等について指示 ・放課後子ども教室は5月31日まで臨時休業
小豆島町	2月26日 第1回 開催 5月5日 第21回 開催	・高齢者や障がい者等の製造業及び観光産業等に対する経済対策 ・学校等の臨時休業及び幼児の自衛隊訓練に伴う子育て世代への経済的支援策 ・小中学校等の臨時休業に対する学力的向上対策 ・医療機関及び介護施設等の人材確保対策	・相談内容に応じて担当課で対応	・2次医療の受け皿となる小豆島中央病院では感染者が発生した際の対応についてHPで周知、4月21日、向院が外来対応に関するチラシを新聞折込	・館内にアルコール消毒液及びびび消毒機を設置 ・庁内カウンターにアルコール消毒液（20L）を備蓄 ・4月20日、寄付の受付（一般マスク2500枚、メディカルマスク400枚、防護服900枚）	・町主催の集会等は原則中止又は延期、民間主催の場合は中止又は延期を要請 ・介護施設等では、利用者及び同居の家族が県外からの来客があった場合、2週間程度利用を遠慮していただく旨を周知 ・3財団（オリーブ公園、映画村、ふるさと村）については、一部の施設を除いて5月6日まで臨時休業 ・道の駅（オリーブ公園、ふるさと村）全面閉鎖 ・町内公共施設等使用制限の要請（HP及び集会所使用制限は自治会長に通知発注） ・町内の公園等に設置している遊具利用の使用に関する注意喚起チラシの設置（遊具設置のある公園等17か所） ・県の休業要請解除を受けて町内公共施設等の対応について一部の休業延長を除き県同様使用制限を解除、利用者には引き続き自衛隊訓練を促すとともに使用時は検閲・検査を実施する旨を注意喚起	・保育所、幼稚園：引き続き利用自粛 ・放課後児童クラブ：閉鎖延長に併せて29日まで現在の体制（小学校2校を利用した分散方式として小学校教職員・支援員が対応）を継続 ・小中学校：29日まで休業延長、ただし週1回程度の分散登校を実施（午前中のみ）	・小豆島オリーブマラソン大会を中止、イベント、会議等は原則中止又は延期	・防災行政無線を通じて町長自らメッセージを発信 ・HP、広報誌等で周知 ・公共施設等使用制限周知（HP、議会、放送） ・緊急事態宣言の延長を受け町長メッセージをHP掲載（5月5日）、防災行政無線を通じてメッセージを発信（5月7日昼・夕）	・手洗い、うがい、咳エチケットの徹底に加え、不要不急の外出を控えるよう注意喚起	・町中小企業融資預託金給付制度を施行（3月31日）、セーフティネット保証の相談・受付の対応 ・町税の徴収猶予、国民健康保険税及び介護保険料の減免措置（再掲） ・特別休暇の取得を勧奨 ・6月中の納付滞り時に徴収猶予を周知	・5月12日開催予定の臨時議会において補正予算を提案予定（地方創生臨時交付金等）	・航路の減便、町内航路の船内及び切符売り場等注意喚起チラシを貼付	
三木町	2月28日 第1回 開催 5月7日 第12回 開催	・大幅な収入減となっている中小事業者への支援策について ・学校等休業に伴う家庭養育の負担増と格差の発生について	・相談内容に応じて担当課で対応	・町内企業からマスクを4万枚独自に購入し、幼稚園・保育所や福祉施設等へ重点的に配布するほか、小中学校については個人に配布 ・町内企業からマスク1万1千枚の寄附あり	・公共施設等については、5月24日まで休校（文化交流プラザ、サンサン館みぎの施設については、5月31日まで休校）	・保育所：5月22日まで家庭保育協力要請 ・幼稚園：5月22日まで園の自粛、児童の家庭保育協力依頼 ・小中学校：5月22日まで休校	・各施設等において行う主催事業は、当面の間、中止又は延期	・町公式HPで感染拡大防止について情報発信 ・町公式インスタグラムにて「三木公式」版として、Twitter・フェイスブック等について発信	・町長から、町職員向けに感染拡大防止対策の一層の強化について通知（4月20日） ・4月27日から在宅勤務の実施	・セーフティネット保証の貸付を決定した事業者には10万円を給付予定 ・雇用調整助成金申請手続きの社労士への委託料を補助予定 ・県協力金に10万円を上乗せ予定 ・町税の徴収猶予制度について町公式HPにて周知	・子育て世帯への支援として、18歳以下の子どもを養育する世帯に対して、子ども1人当たり1万円を独自給付予定 ・児童扶養手当受給世帯に対しては世帯当たり2万円を給付予定 ・児童手当受給世帯等に対しては1人当たり1万円を給付予定	・国の補正予算に係る補助事業について5月専決 ・町単独でこのような新型コロナウイルス対策事業については、5月12日開催予定の臨時議会でも5月補正予算を提案予定		
直島町	4月8日 第1回 開催 4月21日 第3回 開催	・主に観光面での地元事業者への経済対策	・相談内容に応じて担当課で対応	・発熱、風邪症状等体調不良で来診を希望する方へ事前連絡を協力依頼（タブレット端末により周知）	・公共施設等については、5月24日まで休校（文化交流プラザ、サンサン館みぎの施設については、5月31日まで休校）	・保育所：5月22日まで家庭保育協力要請 ・幼稚園：5月22日まで園の自粛、児童の家庭保育協力依頼 ・小中学校：5月22日まで休校	・町主催イベントは5月31日まで中止又は延期 ・アロハナイト、大松杯バレーボール大会の中止 ・町以外の主催イベントは5月31日まで中止又は延期の自粛を要請	・海上交通減便の周知 ・地元観光施設の休業延長の周知	・手洗い、咳エチケットなどの自己管理の徹底、不要不急の外出を控えるよう注意喚起	・セーフティネット保証の相談・受付の対応	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）			
宇多津町	（対策会議） 2月27日 第1回 開催 3月16日 第8回 開催（対策本部） 3月17日 第1回 開催 5月4日 第13回 開催	・住民への感染拡大防止対策 ・設備機能の維持	・問い合わせ窓口を宇多津町保健センターに設置（現時点での相談件数10件）	・75歳以上の高齢者及び中学生以下の住民に備用マスク15,000枚、取替用マスク25,000枚を配布（5月7日～）	・公共施設等については、5月24日まで休校（文化交流プラザ、サンサン館みぎの施設については、5月31日まで休校）	・保育所、幼稚園、学校における対応 ・子ども園、放課後児童クラブ：家庭保育の協力を要請 ・小中学校：5月31日まで休校	・町主催イベントは5月31日まで中止又は延期 ・アロハナイト、大松杯バレーボール大会の中止 ・町以外の主催イベントは5月31日まで中止又は延期の自粛を要請	・町公式HP、FB、広報誌を通じて情報発信 ・町長からの呼びかけ（防災行政無線：4月27日、4月28日、5月5日） ・広報車による呼びかけ（4月28日～5月31日）	・検温、マスク着用、執務室・ドア等消毒、換気 ・執務場所の分離、ローテーションで休憩取得・土日出勤（時差出勤、テレワーク等）の一部実施 ・県外への出張の見合わせ ・特別警戒都道府県への私的旅行は5月31日まで原則禁止、やむなく場合は事前届出の上、帰宅翌日から14日間の年次又は無休休職で出勤停止、家族等が同地域から帰りに接触した場合は同様 ・その他の県外への私的旅行は自粛	・固定資産税等の地方税の徴収猶予のリーフレットを納付送付時と同封 ・県の休業要請に応じた事業所について、町が県交付決定分を上乗せ補助	・子育て世帯への支援として、18歳以下の子どもを養育する世帯に対して、子ども1人当たり1万円を独自給付予定 ・児童扶養手当受給世帯に対しては世帯当たり2万円を給付予定 ・児童手当受給世帯等に対しては1人当たり1万円を給付予定	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	・乳幼児健診、がん検診、特定健診等の延期	
被田町	2月28日 第1回 開催 5月7日 第19回 開催	・中小企業、小規模事業者、個人事業主への経済対策 ・マイナンバーカードの更新処理のWEB対応 ・老健あやがわ：地域内の感染拡大による他施設との閉鎖に伴う利用者受入等の対応（影響）	・相談内容に応じて担当課で対応	・病院サービスにおける利用者の検温や体調管理、手指消毒の開始（2月29日） ・入院患者への面会の原則禁止 ・陶器の外来では、玄関で検温、症状の状況を確認、発熱者は車中にて待機、院内滞在時間を最小化、コロナと疑わしき来院者には、接触者相談センターへの連絡を促す	・学校開放、公民館、スポーツ施設の利用中止（4月30日～5月31日まで延長）（4月24日） ・図書館休館（4月29日～5月11日まで、5月12日から貸出・返却のみ対応） ・火葬場送迎マイクロバス乗車人数制限（5月31日）	・保育所、幼稚園、学校における対応 ・子ども園、放課後児童クラブ：家庭保育の協力を要請 ・小中学校：5月31日まで休校	・町主催イベントは5月31日まで中止又は延期 ・アロハナイト、大松杯バレーボール大会の中止 ・町以外の主催イベントは5月31日まで中止又は延期の自粛を要請	・町公式HP、FB、広報誌を通じて情報発信 ・町長からの呼びかけ（防災行政無線：4月27日、4月28日、5月5日） ・広報車による呼びかけ（4月28日～5月31日）	・4月21日から、県外への移動者を14日間の在宅勤務対応を職員に周知 ・4月23日から、時差出勤、分散勤務の実施 ・窓口で感染防止用アルコールの設置 ・運動公園、BBQ受付にビニールでの接触隔離	・固定資産税等の地方税の徴収猶予のリーフレットを納付送付時と同封 ・県の休業要請に応じた事業所について、町が県交付決定分を上乗せ補助	・子育て世帯への支援として、18歳以下の子どもを養育する世帯に対して、子ども1人当たり1万円を独自給付予定 ・児童扶養手当受給世帯に対しては世帯当たり2万円を給付予定 ・児童手当受給世帯等に対しては1人当たり1万円を給付予定	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	・乳幼児健診、がん検診、特定健診等の延期	
琴平町	4月8日 第1回 開催 4月21日 第3回 開催	・小中学校の休業に伴う児童生徒の学力の低下 ・観光・宿泊客減による町内観光関連事業者への経済対策	・相談内容に応じて担当課で対応	・マスク、アルコール消毒薬の購入	・当分の間利用不可	・保育所・幼稚園：5月31日まで自衛隊訓練継続 ・小中学校：5月11日～22日まで週1回程度登校日を設定、5月25日～31日まで小6、中3は毎日登校、小1～5及び中1～2は分散登校	・町主催イベントは5月31日まで中止又は延期 ・アロハナイト、大松杯バレーボール大会の中止 ・町以外の主催イベントは5月31日まで中止又は延期の自粛を要請	・町公式HP、FB、広報誌を通じて情報発信 ・町長からの呼びかけ（防災行政無線：4月27日、4月28日、5月5日） ・広報車による呼びかけ（4月28日～5月31日）	・職員にマスクを配布 ・1日2回の換気を実施	・ことほぎ事業応援金（コロナ感染拡大防止の協力や影響を受け、売り上げが下がった事業者に対し、1事業者につき10万円を応援金として支給） ・来町自衛隊協力金（町の未町自衛隊員に対し、ゴールデンウィーク中の宿泊者のキャンセル対応協力金として、ことほぎ温泉旅館ホテル協同組合に対し、150万円を補助するもの）	・4月分の保育料を徴収しない ・5月は自衛隊訓練中は保育料、副食費とも減免 ・4月分の幼稚園の給食費を徴収しない ・新型コロナウイルス感染拡大対策子育て支援金給付事業（4月13日を基準日として令和2年度末年齢、18歳までの子どもに対して1人1万円を支給、5月中に現金書留で行う）			
多度津町	2月26日 第1回 開催 5月6日 第8回 開催	・幼稚園、保育所、放課後児童クラブの保育士及び支援員の処遇 ・町内観光関連事業者及び企業・会社等の経済対策 ・生活困窮者への支援 ・特別定額給付金（10万円）の対応	・相談内容に応じて担当課で対応	・診療所に勤務する嘱託看護師2名の勤務体制を見直し、濃厚接触を防止	・当分の間、休館・使用禁止・貸館休止 ・屋外施設の利用は、5月11日より、申請者が町長であることと利用目的確認の上、許可 ・図書館は貸出し及び返却のみとし、閲覧は不可	・保育所、幼稚園：登園（所）自粛するよう要請（5月31日まで） ・小中学校：5月20日まで休業（部活動は5月31日まで） ・放課後児童クラブ、児童会、児童クラブ等利用を自粛するよう要請（5月31日まで）	・イベント：当分の間、中止 ・町主催会議：当分の間、中止・延期 ・町長からの呼びかけ（防災行政無線：4月27日、4月28日、5月5日） ・町以外の主催イベントは5月31日まで中止又は延期の自粛を要請	・町広報紙、HP、自治会回覧及び配布、メール配信、庁舎内チラシ等を通じて情報発信 ・町長から町民へのメッセージ（中継ケーブルビジョンにて4月15日・4月16日、計6回放送）	・窓口対応は、必ずマスクを着用し、アルコール消毒後に対応 ・こまめに換気、カウンター等不特定多数が触れる箇所を消毒 ・咳エチケットを必ず守り、手洗い・手指の消毒を励行	・国の制度や相談窓口等についてHPで情報提供 ・セーフティネット保証等の相談対応、認定申請受付 ・県の休業要請等に応じた事業者に対して県の協力金の1/2を支給する予定 ・町中小企業融資預託金を利用する町内事業者に対しては給付金1/2を支給予定	・4月14日から高島・佐柳島への渡航予定者に対しHPで不要不急の渡航自粛を要請、また、多度津港に看板を設置して渡航自粛を要請及び渡航時の感染予防対策を要請 ・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	
手間のつ町	2月27日 第1回 開催 4月20日 第9回 開催	・小中学校の休業に伴う児童生徒の学力の低下 ・特別定額給付金（10万円）の対応	・相談内容に応じて担当課で対応	・診療所への飛沫防止のための防護フィルムの設置	・4月末まで使用中止 ・4月20日の第9回の会議により当分の間使用中止	・小・中学校は5月8日まで休校 ・4月14日から、保育所、子ども園、放課後児童クラブについては利用自粛を依頼	・4月20日の第9回の会議で、当面の間、中止・延期については開催を自粛することとした	・町公式HP、FB、広報誌を通じて情報発信 ・町長からの呼びかけ（防災行政無線：4月27日、4月28日、5月5日） ・広報車による呼びかけ（4月28日～5月31日）	・国の感染予防対策を参考に実施（在宅勤務等）を職員に周知 ・4月23日から、時差出勤、分散勤務の実施 ・窓口で感染防止用アルコールの設置 ・運動公園、BBQ受付にビニールでの接触隔離	・固定資産税等の地方税の徴収猶予のリーフレットを納付送付時と同封 ・県の休業要請に応じた事業所について、町が県交付決定分を上乗せ補助	・子育て世帯への支援として、18歳以下の子どもを養育する世帯に対して、子ども1人当たり1万円を独自給付予定 ・児童扶養手当受給世帯に対しては世帯当たり2万円を給付予定 ・児童手当受給世帯等に対しては1人当たり1万円を給付予定	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金にかかる事業費の補正予算（専決処分）	